世帯分離・世帯合併される方へ

世帯分離・世帯合併 に は　本人確認書類　が必要です。

＜代理人による届出は、委任状等が必要になります＞

世帯変更に伴うさまざまな手続きの概要は下記のとおりです。
ご確認のうえ、ご不明な点は、それぞれの窓口でお尋ねください。

★下記に該当する場合は、次の手続きも必要になります。

該 当 す る こ と	あ ま 市 で の 手　続　き	お問い合わせ先
国民年金を受給している方	★担当窓口で相談をしてください。	保険医療課
国民健康保険に加入している方、又は、その世帯	**★世帯分離又は世帯合併する方の国民民健康保険被保険証**が必要です。	
後期高齢者医療に加入している方	★担当窓口で相談をしてください。	
65歳以上でひとり暮らしになる方、又は、ひとり暮らしでなくなる方など	★担当窓口で相談をしてください。	高齢福祉課
児童手当支給者と支給対象児童が世帯分離又は世帯合併したとき	★担当窓口で相談をしてください。	子ども福祉課

【 連 絡 先 】

市　民　課　・・・・・・・　052(444)3167
保険医療課　・・・・・・・　052(444)3168
高齢福祉課　・・・・・・・　052(444)3141
子ども福祉課　・・・・・・・・　052(444)3173

※執務時間は平日の午前8時30分～午後5時15分の間です。
※世帯分離することによって、今後手続きや申請などをする際に委任状等が必要になる場合があります。